

平成24年 第1回沼田町議会定例会（2日目） 会議録

平成24年 3月15日（木）

午後 4時02分 開 会

1. 出席議員

議 長	9番	杉 本 邦 雄	議 員	1番	津 川 均	議 員
	2番	上 野 敏 夫	議 員	3番	高 田 勲	議 員
	4番	久 保 元 宏	議 員	5番	長 原 誠	議 員
	6番	鶉 野 範 之	議 員	7番	絵 内 勝 己	議 員
	8番	中 村 保 夫	議 員	10番	渡 辺 敏 昭	議 員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	金 平 嘉 則 君	教育委員長	日 暮 茂 男 君
農業委員会長	山 岡 禎 弘 君		

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	神 憲 彦 君	総務課長	辻 広 治 君
地域開発課長	横 山 茂 君	財政課長	辻 山 典 哉 君
農業振興課長	栗 中 一 弘 君	住民生活課長	篠 原 毅 君
建設課長	谷 口 勲 君	保健福祉課長	吉 田 憲 司 君
和風園園長	中 山 利 之 君	旭寿園園長	浅 野 信 行 君

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	生 沼 篤 司 君	次 長	赤 井 圭 二 君
-----	-----------	-----	-----------

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	菅 原 秀 史 君	書 記	吉 田 正 晴 君
------	-----------	-----	-----------

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	予算等審査特別委員会審査報告
議案第11号	沼田町課設置条例の一部を改正する条例について
議案第13号	町税条例の一部を改正する条例について
議案第18号	沼田町公営住宅条例の一部を改正する条例について
議案第20号	町営バス運行等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第21号	沼田町道路線の廃止について
議案第22号	沼田町道路線の認定について
議案第23号	沼田町道路線の変更について
議案第24号	北海道市町村総合事務組合理約の変更について
議案第25号	北空知障がい程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約について
議案第26号	深川市ほか5町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約について
議案第36号	公平委員会委員の選任について
発議第1号	沼田町議会委員会条例の一部を改正する条例について
発議第2号	まちづくり調査特別委員会の設置について
意見案第1号	原子力発電依存から自然エネルギー活用への計画的転換を求める意見書(案)について
	閉会中の所管事務調査の申し出について
	議員の派遣について

---

(開 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長）只今の出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これより2日目の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

---

(会議録署名議員の指名)

○議長（杉本邦雄議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番、上野議員、3番、高田議員を指名致します。

---

(予算等審査特別委員会審査報告)

○議長（杉本邦雄議長）日程第2、予算等審査特別委員会の審査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。津川委員長。

(津川委員長登壇)

○委員長（津川 均委員長）私の方から予算等審査特別委員会の審査報告を申し上げます。本委員会に付託された次の事件について、審査が終わりましたので、会議規則第77条の規程により報告致します。

〔以下、報告書を朗読〕

○議長（杉本邦雄議長）委員長の報告が終わりました。お諮り致します。議題となっております条例改正5件、予算案9件の議案につきましては議員全員による予算等審査特別委員会で審査したものであります。従いまして、委員長報告に対する質疑を省略し直ちに討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。それでは討論、採決に入ります。討論、採決は付託された議案についてそれぞれ1件ずつ討論、採決を致します。それでは討論、採決を致します。

---

○議長（杉本邦雄議長）議案第14号、沼田町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第14号は原案のとおり決することにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長(杉本邦雄議長) 議案第15号、沼田町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第15号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長(杉本邦雄議長) 議案第16号、沼田町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第16号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長(杉本邦雄議長) 議案第17号、沼田町介護保険条例の一部を改正する条例についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第17号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長）議案第19号、沼田町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第19号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長）議案第27号、平成24年度沼田町一般会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第27号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長）議案第28号、平成24年度沼田町養護老人ホーム特別会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第28号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長）議案第29号、平成24年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決

致します。お諮り致します。議案第29号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長(杉本邦雄議長) 議案第30号、平成24年度沼田町高齢者グループホーム特別会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第30号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長(杉本邦雄議長) 議案第31号、平成24年度沼田町介護保険特別会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第31号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長(杉本邦雄議長) 議案第32号、平成24年度沼田町国民健康保険特別会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第32号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長）議案第33号、平成24年度沼田町後期高齢者医療特別会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第33号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長）議案第34号、平成24年度沼田町公共下水道特別会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第34号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長）議案第35号、平成24年度沼田町水道事業会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第35号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

### （一 般 議 案）

○議長（杉本邦雄議長）日程第3。議案第11号。沼田町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（辻広治総務課長）議案第11号。沼田町課設置条例の一部を改正する

条例について。沼田町課設置条例の一部を改正する条例を提出する。平成24年3月8日提出。沼田町長名でございます。

沼田町課設置条例の一部を改正する条例の関係ですけれども、条文の朗読を省略致しまして提案の理由を説明させていただきたいと思っております。

町長の執行方針にもありまして、町政の課題に積極的に取り組み、効率的な政策の企画立案をスピード感を持って実行するため、機能的で効率的な行政運営を進めるため、事務分担を含めた機構改革の実施をすることから課の設置条例の改正を行うものであります。1条では現「地域開発課」での政策に関わる事務について「政策推進室」を新たに設け、設置をしてこれの事務を所管する事とし、商工観光、企業誘致等に係る事務の関係につきましては、課の名称を「商工観光課」に変更して所管することとしております。それから第2条の関係ですけれども、各課の事務分掌を従前、規則で定めていたところですが、地方自治法第158条の規定の中で事務分掌についても条例の中に明記をしなさい、概ね明記をするというようなことになっておまして今回その規定に基づきまして、それぞれの課等の事務を条文化したものでございます。それぞれの課の事務分掌につきましては条文をお目通しさせていただきたいと思っておりますが、大きく変わるものとして3点ほど説明をさせていただきます。

まず、1つ目でございますが、現在、「住民生活課」で所管している国保、後期高齢者医療制度の関係、言ってみれば医療給付事務の関係なんですがこれにつきましては、町民の健康を推進する窓口を一本化し、地域医療、保健推進との連携強化を図るため「保健福祉課」に移行するものでございます。

次に、現在、「総務課」で所管している「協働まちづくり推進室」の事務の関係ですけれども、これにつきましては住民生活や活動に関する事務を「住民生活課」に移行して一本化を図ろうとするものでございます。

それから3点目ですが、「地域開発課」で所管している利雪技術開発センター事務についてですが、これにつきましても雪を農業への利活用に特化した技術開発等を行う事とし、「農業振興課」に移行するものでございます。

以上、説明を終わらせていただきますが、宜しくご審議の程お願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採



決致します。お諮り致します。議案第11号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長）日程第4。議案第13号。町税条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉財政課長）議案第13号。町税条例の一部を改正する条例について。町税条例の一部を改正する条例を提出する。平成24年3月8日提出。町長名でございます。

町税条例の一部を改正する条例。町税条例（昭和29年条例第10号）の一部を次のように改正する。条文の内容につきましてはちょっと煩雑になっておりますので朗読を省略をさせていただきます。まず、改正案の一部にミスがございます。議案の差し替えをさせていただきます。冒頭、深くお詫びを申し上げたいという風に思います。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。まず、1点目でございますが、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災の為の施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律。お手元に資料が行っていると思えますけれども、これが平成23年12月2日に公布がなされてございます。

2点目には経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律。これにつきましても平成23年12月2日に公布がされてございます。

3点目、地方税法の一部を改正する法律。これが平成23年12月14日に公布がなされております。それぞれの法律に係る政令、省令、これにつきましても同日付で公布されたことに伴いまして、町税条例の関係条文につきまして、改正準則に基づき所要の改正が必要となったものでございます。

それでは、概要、要点をご説明申し上げたいと思えますが、お手元の資料をご覧をいただきたいと思えます。

まず、1点目でございますけれども、個人住民税均等割税率の改正でございます。緊急に地方公共団体が実施する防災の為の施策に要する費用の財源を確保する為の臨時措置と致しまして、個人住民税の均等割の標準税率につきまして地方税法の特例が定められたところでございます。改正内容につきましては、平成26年度から35年度までの間、個人住民税の均等割税率を引き上げるものでございます。平成26年度の個人住民税から適用となります。年額1,000円の引き上げでござい

ます。4,000円の現行に対して、年額5,000円となるものでございまして、その内訳であります。道民税、年額500円の引き上げで、現行1,000円のところが1,500円。町民税も500円を引き上げまして、年額3,000円のところが、500円引き上げて3,500円という風な改正になるものでございます。

次に、たばこ税の関係であります。都道府県と市町村の税収の増減の調整のために都道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲するというものでございます。改正内容につきましては、都道府県たばこ税1,000本につき現行1,504円を860円引き下げを致しまして、差額644円を市町村たばこ税に上乗せをして、現行1,000本につき、4,618円を5,262円に改正するものでございます。これは単に税率の改正のみでございます。道の税率分が市町村たばこ税の税率に移譲したというものでございます。これについては、平成25年の4月1日からの適用となるものでございます。

3点目であります。退職所得課税の改正でございます。平成25年から退職所得の分離課税に係ります個人住民税所得割につきまして、その10分の1に相当する金額を控除する措置、こういった措置があった訳ですけれどもこれを廃止する改正でございます。条文では附則の第9条の削除としてございます。これにつきましては平成25年1月1日以後に支払われる退職手当等から適用となるものでございます。

4点目であります。東日本大震災における雑損控除等に係る災害関連支出の対象期間延長の特例を平成25年1月1日より施行するというものでありまして、住宅、家財、事業用資産に損失が生じた場合における雑損控除及び雑損失、又は被災事業用資産の損失の繰越控除の対象となります。災害関連支出につきまして大規模な災害の場合、その他やむを得ない事情がある場合、災害が止んだ日から1年を越え、3年以内に支出される費用を追加する事としたものでございます。この改正につきましては、平成25年1月1日より施行となるものでございます。

その他、法の改正に伴いまして引用致してございます条項、あるいは条文の改正となっております。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。ご審議の程宜しくお願いを致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、高田議員。

○3番（高田勲議員）3番高田です。ちょっと分からないので、財政課長もし分かったら教えていただきたい。今の説明資料の方の①なんです。東日本大震災からの復興を図ることを目的とした、個人住民税の均等割の引き上げ。平成26年からってということは今から2年先から始まるよっていう事なんです。もう既に復興の

ためにお金が要るのに何故こういう風な。きっと国からこういう風な通達で当然右習えで町もという話なんでしょうけれども、もしその辺、意図が分かれば教えていただきたい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉財政課長）意図については私どもの方は掌握できておりません。いわゆる法律の改正に沿った中で改正準則に基づいて、町税条例の改正をしたということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）他にありませんか。はい、渡辺議員。

○10番（渡辺敏昭議員）申し訳ありません。ちょっと聞き逃したのかもしれませんがけれども、説明の中の第9条削除っていうところは分かりましたけれども、その下の附則第16条に第1項中の2, 190円を2, 495円っていうのは何のことなのかちょっとお願いします。

○議長（杉本邦雄議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉財政課長）たばこ税の税率につきましては、普通一般のいわゆる410円で私たちは一般的なたばこを吸ってると思うんですけども、いわゆる旧3級品というたばこがございます。銘柄で行きますと「エコー」であるとか、「しんせい」であるとかその税質の改正部分でございます。宜しいですか。

○議長（杉本邦雄議長）他にありませんか。質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第13号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長）日程第5。議案第18号。沼田町公営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（篠原毅住民生活課長）議案第18号。沼田町公営住宅条例の一部を改正する条例について。沼田町公営住宅条例の一部を改正する条例を提出する。平成24年3月8日提出。沼田町長名でございます。

沼田町公営住宅条例の一部を改正する条例。沼田町公営住宅条例（平成9年条例第14号）の一部を次のとおり改正する。以下条文朗読を省略し、提案理由を説明いたします。この条例改正につきましては、平成24年4月1日施行の地域の実勢

及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法。これによりまして、公営住宅法が改正となります。この入居資格等が条例に委ねられますことによる改正でございます。なお、入居資格要件につきましては、北海道住宅対策審議会の意見に示されております法律改正後も同居親族を原則要件とする事として、単身者については引き続き入居制限を行うことが妥当であると。この意見を基に町村会の条例研究会で検討されて参りました内容に沿った改正をしようとするものでございます。また、所得制限につきましては従来の方針に規定されていた額と同じ額を条例に示し、同じ基準とする内容でございます。実質的には現状と取扱いは同じとなるというものでございます。

以上説明致しました。審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第18号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長）日程第6。議案第20号。町営バス運行等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（谷口勲建設課長）議案第20号。町営バス運行等に関する条例の一部を改正する条例について。町営バス運行等に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成24年3月8日提出。町長名でございます。

町営バス運行等に関する条例の一部を改正する条例。町営バス運行等に関する条例の一部を改正する条例（昭和62年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条別表中、雨竜町役場前（字フシコウリウ104番地）を碧水市街（北竜町字碧水13番地の1地先）に、南一条を南1条に改める。附則、この条例は、平成24年4月1日から施行する。

提案理由について申し上げます。町営バス北竜線につきましては、沼田町市街か

ら雨竜町役場まで運行することとしておりましたが、沼田高校廃止に伴い北竜町、碧水までの運行となっております。今後とも雨竜町に乗り入れる事は無いということでございまして、道路運送法第79条に基づく運行登録についても平成23年10月に変更してございまして、沼田町市街から北竜町碧水までの運行に変更しております。従ってそれに整合をとるものでございます。また、別表中、南1条の漢数字と算用数字が混在する為、算用数字に統一するものでございます。

以上、説明にかえさせていただきます。宜しくご審議の程お願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第20号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長）日程第7。議案第21号。沼田町道路線の廃止についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（谷口勲建設課長）議案第21号。沼田町道路線の廃止について。道路法第10条第1項の規定によって沼田町道路線を下記のとおり廃止する。記、整理番号78、路線名、本陣の沢線、起点、字幌新第82小林班、終点、字幌新第86小林班、延長、1,926.6m、幅員、3.5～5m。整理番号80、路線名、本陣の沢支線、起点、字浅野477、終点、字浅野490、延長、635m、幅員、3.5m。平成24年3月8日提出。町長名でございます。

提案理由について申し上げます。両路線とも沼田ダムの堤体の西側に位置してございます。道道達布石狩沼田停車場線の旧道に接続していた為、ダム建設により道道の切り替えにより使用できなくなりましたので今回廃止するものでございます。

以上、提案理由の説明をさせていただきました。宜しくご審議の程お願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質

疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第21号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第8。議案第22号。沼田町道路線の認定についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（谷口勲建設課長）議案第22号。沼田町道路線の認定について。道路法第8条第2項の規定により沼田町道路線を下記のとおり認定する。記、整理番号123号、路線名、口美葉牛1号線、起点、字北竜205番地73、終点、字北竜614番地、延長、2,813m、幅員、5～7m。平成24年3月8日提出。町長名でございます。

提案理由について申し上げます。口美葉牛1号線は北竜第2の西方に位置し、松田地先付近の口美葉牛幹線交差点から丘陵地、まあゴルフ場、畑等の農地を抜け、北竜町境界付近、口美葉牛西支線に接続する路線であります。平成10年農道整備事業にて舗装工事等を施工するため、町道を廃止し、農道として管理して参りましたが、事業から10年以上経過し、今回改めて町道に認定するものでございます。

以上、説明申し上げました。宜しくご審議の程お願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第22号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長）日程第9。議案第23号。沼田町道路線の変更についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（谷口勲建設課長）議案第23号。沼田町道路線の変更について。道路法第10条第1項の規定によって沼田町道路線を下記のとおり変更する。記、1、変更前、整理番号32号、路線名、田畑線、起点、字沼田104番地34、終点、字沼田111番地87、延長、2,463.98m、幅員、7.5～9.25m。2、変更後、変更点のみ申し上げます。延長、2,463.91m、幅員、7.5～22.76m。延長減、幅員増でございます。平成24年3月8日提出。町長名でございます。

提案理由を申し上げます。本年度、沼田小学校と沼田中学校の間に位置する、町道田畑線の歩道拡幅工事を施工したことによりまして区間の延長の減、及び幅員の増を生じたもので今回変更するものでございます。

以上、説明申し上げます。宜しくご審議の程お願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第23号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長）日程第10。議案第24号。北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（辻広治総務課長）議案第24号。北海道市町村総合事務組合規約の変更について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。平成24年3月8日提出。沼田町長名でございます。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約、北海道市町村総合事務組合規約（平成7年3月7日、市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。別表第2の1から7の項中、上砂川町を削る。附則、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。となっています。

この規約の改正につきましては、上砂川町が総合事務組合の中から抜けるということでの規約変更となっておりますので、宜しくご審議の程お願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第24号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長）日程第11。議案第25号。北空知障がい程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○保健福祉課長（吉田憲司保健福祉課長）議案第25号。北空知障がい程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により北空知障がい程度区分認定審査会共同設置規約の一部を次のように変更する。平成24年3月8日提出。町長名でございます。

北空知障がい程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約、北空知障がい程度区分認定審査会共同設置規約の一部を次のように変更する。条文を省略し、提案理由を申し上げます。

北空知1市5町で共同設置されておりました、障がい程度区分認定審査会、二つの合議体で10名の委員で構成されておりますけれども、幌加内町が平成24年3月末をもって退官することから規約の一部を変更するものであります。

宜しくご審議をお願い致します。



○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第25号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（杉本邦雄議長）日程第12。議案第26号。深川市ほか5町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○保健福祉課長（吉田憲司保健福祉課長）議案第26号。深川市ほか5町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により深川市ほか5町介護認定審査会共同設置規約の一部を次のように変更する。平成24年3月8日提出。町長名でございます。

深川市ほか5町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約、深川市ほか5町介護認定審査会共同設置規約（平成11年制定）の一部を次のように変更する。条文を省略し、提案理由を申し上げます。

深川市ほか5町で共同設置しておりました、介護認定審査会、六つの合議体で30名の委員で構成されておりますけれども、幌加内町が平成24年3月末をもって退官することから規約の一部を変更するものでございます。

宜しくご審議をお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。渡辺議員。

○10番（渡辺敏昭議員）先程の議案第25号もそうだったと思うんですけれども、共同で設置しているところから1市町村が抜けるということになれば、それに関わる負担金とかそういうものに変更が無いのか、説明お願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田憲司保健福祉課長）予算の中でも説明を申し上げたところで

ございますけれども、やはり1町が無くなるということであればその部分を他の自治体が負担をしなければならぬということから、若干の部分の予算の増額になってございますので、宜しくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）他にありませんか。はい、中村議員。

○8番（中村保夫議員）そうであれば、予算審査と同時にやってもらわないといけなかったはずなんだけれども、予算は通ったけどこれが通らなかつたらあんたらどういうつもりだったのかその辺ちょっと伺いたい。

○議長（杉本邦雄議長）ちょっと休憩させていただきます。

16時42分 休憩

16時45分 再開

○議長（杉本邦雄議長）はい、再開致します。保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田憲司保健福祉課長）本来でありましたら、付託にして一緒にご審議をいただくところでしたけれども、今回少額であったということがありまして、手落ちがあったという風に思っております。今後、気をつけますので宜しくご審議をいただきたいという風に思っておりますので宜しくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）他に質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第26号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第13。議案第36号。公平委員会委員の選任についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（金平嘉則町長）議案第36号。公平委員会委員の選任について、議会の同意を求めることについて、現公平委員会委員であります大三島 茂 氏の任期が24年3月26日をもって任期満了となりますので地方公務員法第9条の2第2項の規定によって、議会の同意を求めるものであります。

記、と致しまして、選任する方は住所、沼田町字高穂216番地、大三島 茂 氏

でございます。生年月日、昭和18年8月17日生まれでございます。現在、2期目の公平委員としてご活躍をいただいておりますが、識見、人格共に正に適しておりますので再任として提案を申し上げます。平成24年3月8日提出。沼田町長名でございます。宜しく願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第36号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。暫時休憩致します。

16時47分 休憩

---

16時48分 再開

### （日程の追加）

○議長（杉本邦雄議長）再開致します。議事日程の追加についてお諮り致します。只今、事務局より発議2件、他3件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって日程第14、発議第1号、沼田町議会委員会条例の一部を改正する条例について。日程第15、発議第2号、まちづくり調査特別委員会の設置について。日程第16、意見案第1号、原子力発電依存から自然エネルギー活用への計画的転換を求める意見書（案）について。日程第17、閉会中の所管事務調査の申し出について。日程第18、議員の派遣について。以上日程に追加することに決しました。

---

### （追加議案）

○議長（杉本邦雄議長）日程第14、発議第1号、沼田町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。ここで提案理由の説明を求めるところですが、この際説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認め、説明を省略することに決しました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。発議第1号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第15、発議第2号、まちづくり調査特別委員会の設置についてを議題と致します。ここで提案理由の説明を求めるところですが、この際説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認め、説明を省略することに決しました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。発議第2号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

### (意見案の審議)

○議長（杉本邦雄議長）日程第16、意見案第1号。原子力発電依存から自然エネルギー活用への計画的転換を求める意見書（案）についてを議題と致します。ここで提案理由の説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致した

いと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略することに決しました。それでは、採決致します。お諮り致します。意見案第1号は原案のどおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のどおり関係機関に提出することに決しました。

---

#### (閉会中の所管事務調査の申し出について)

○議長(杉本邦雄議長) 日程第17。閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題と致します。お諮り致します。本件は、総務民教常任委員会が調査終了まで閉会中の所管事務調査の申し出であります。説明を省略しこれを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって本件は許可することに決しました。

---

#### (議員の派遣について)

○議長(杉本邦雄議長) 日程第18。議員の派遣についてを議題と致します。お諮り致します。本件は、記載のとおり平成24年度における議員の派遣であります。説明を省略しこれを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって本件は許可することに決しました。

---

#### (閉 会 宣 言)

○議長(杉本邦雄議長) 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了致しました。これにて平成24年第1回沼田町議会定例会を閉会致します。ご苦勞様でした。

16時52分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員